

○三条市子ども・若者総合サポート会議要綱

平成30年3月26日

教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 子ども・若者をめぐる環境が悪化し、子ども・若者に関する様々な問題が深刻な状況にあることを踏まえ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携して総合的に支援するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として三条市子ども・若者総合サポート会議（以下「総合サポート会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 総合サポート会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関する協議
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する研修、広報活動及び啓発活動
- (4) その他社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関すること。

(組織)

第3条 総合サポート会議は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

(会議等)

第4条 総合サポート会議に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、総合サポート会議が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合サポート会議の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (2) 総合サポート会議の年間活動方針に関すること。
- (3) 総合サポート会議の活動の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合サポート会議の目的を達成するために必要な事項

3 実務者会議に別表に定める関係機関等の担当者から構成する部会を設置し、当該部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る情報交換に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行っている事例の把握に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を推進するための啓発活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要な事項

4 個別ケース検討会議は、個々の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の具体的な支援に当たり、当該支援に係る関係機関等の担当者が、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援方法及び関係機関等の担当者の役割分担の決定に関すること。
- (3) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る支援の経過及びその評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議の目的を達成するために必要な事項

(子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関)

第5条 子ども・若者育成支援推進法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関及び児童福祉法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関として三条市教育委員会子育て支援課を指定する。

2 子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合サポート会議の事務の総括に関すること。
- (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第6条 総合サポート会議の構成員は、総合サポート会議の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協力要請)

第7条 総合サポート会議は、必要があると認めるときは、関係機関等以外のものに対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、総合サポート会議は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合サポート会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総合サポート会議が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月教委告示第20号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月教委告示第7号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月教委告示第5号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	関係機関等名	実務者会議の部会名及び当該部会の構成員			
		虐待防止 部会	児童生徒 支援部会	障がい支 援部会	若者支援 部会
司法・警察関係	新潟地方法務局三条支局	○	○		
	新潟少年鑑別所		○		○
	三条人権擁護委員協議会	○	○		
	新潟県三条警察署	○	○		○
	三条地区保護司会	○	○		○
	新潟県弁護士会	○	○	○	○
教育関係	三条市小学校長会	○	○	○	
	三条市中学校長会	○	○	○	○
	三条地区高等学校長会	○		○	○
	新潟県立月ヶ岡特別支援学校			○	

	三条市PTA連合会	○	○		
	三条市私立幼稚園連盟	○		○	
	三条市青少年指導委員会		○		○
保健福祉関係	新潟県中央児童相談所	○	○	○	○
	新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	○	○	○	○
	三条市社会福祉協議会			○	
	三条市民生委員児童委員協議会	○	○	○	○
	三条市私立保育園連盟連絡協議会	○		○	
障がい者関係 団体	三条市手をつなぐ育成会	○		○	
	<u>三条市障がい児相談支援事業所ネットワーク</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	
	<u>三条市障がい児通所支援事業所ネットワーク</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	
医療関係	三条市医師会	○			
	三条市歯科医師会	○			
就労関係	三条公共職業安定所			○	○
	三条地域若者サポートステーション				○
地域	三条市自治会長協議会		○		
	三条市青少年育成市民会議		○		
三条市	市民部市民窓口課	○			
	市民部地域経営課	○			
	<u>福祉保健部地域包括ケア推進課</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	福祉保健部福祉課	○	○	○	○
	福祉保健部健康づくり課	○	○	○	○
	教育委員会子育て支援課	○	○	○	○
	教育委員会学校教育課	○	○	○	○
	消防本部	○			